

❀郡上市特定不妊治療費助成事業のご案内

❀特定不妊治療とは

体外受精および顕微授精に限ります。

❀対象者（次の全てに該当の方）

- 1.法律上婚姻しているご夫婦で、特定不妊治療以外の方法では妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された方
- 2.ご夫婦のどちらか一方または両方が郡上市に住所を有する方。
- 3.申請年度内に岐阜県特定不妊治療費助成事業の承認を受けている方。

❀助成金の申請回数

初めて助成を受けられた際の、治療開始日（＊1）の妻の年齢が、

- | | |
|-------------|------------|
| ①40歳未満 | 通算6回まで（＊2） |
| ②40歳以上43歳未満 | 通算3回まで（＊2） |
| ③43歳以上 | 助成対象外（＊3） |

＊1「治療開始日」は、「岐阜県特定不妊治療費助成事業受診証明書（様式第7号）」中の治療期間の開始日となります。

＊2 これまでに助成を受けられた回数を含みます。

＊3 43歳の誕生日以降に開始した治療は助成対象外です。（42歳までに開始した治療であれば、43歳以降に終了しても助成対象となります。）

＊4 令和3年1月1日以降に終了した治療の申請については、以前に行った治療の申請の後で出産している場合は、出産前の通算回数をリセットすることができます。

※令和2年度に、新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期した場合で、妻の年齢が令和2年3月31日時点で39歳であり、初めて助成を受けた際の治療期間の初日の年齢が41歳未満であるときは通算6回までとして取り扱います。また、妻の年齢が令和2年3月31日時点で42歳であれば、44歳に到達する日の前日までの間に限り助成対象とします。（対象外となるケースもあります。）

❀助成の金額

- ・岐阜県から受けた助成額を治療費から引いた額に対して、市ではさらに1回の治療につき10万円を限度に助成します。
- ・特定不妊治療に要した費用のうち食事療養費を除く、医療保険適用外の自己負担相当額を助成します。

❀不妊治療全般の相談窓口

＜岐阜県不妊治療センター(岐阜県健康科学センター内)＞

メール相談: c11223a@pref.gifu.lg.jp 面接相談: 要予約 ☎058-389-8258

＜ぎふこうのとりのり援助団(岐阜県健康福祉部保健医療課不妊支援総合ポータル)＞

インターネット: <http://www3.pref.gifu.lg.jp/pref/s11223/>

❀申請窓口、問い合わせ

【県の窓口】

関保健所

〒501-3756 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎 ☎0575-33-4011

関保健所郡上センター

〒501-4292 郡上市八幡町初音 1727-2 郡上総合庁舎 ☎0575-67-1111

【市の窓口】 申請受付は市役所健康福祉部健康課および各地域振興事務所振興課で行っています。

郡上市健康福祉部健康課(市役所内)

〒501-4297 郡上市八幡町島谷 228 ☎67-1834

郡上市健康福祉部健康課(大和保健福祉センターやまつじ内)

〒501-4607 郡上市大和町徳永 618 ☎88-4511